

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第32号

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例

瀬戸市地域交流センター条例（平成22年瀬戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸市新郷地域交流センター	瀬戸市東赤重町1丁目 100番地	瀬戸市新郷地域交流センター	瀬戸市東赤重町1丁目 100番地
瀬戸市下品野地域交流センター	瀬戸市品野町6丁目1 16番地		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

（瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和37年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中下品野公民館の項を削る。